

メ モ

伊吹文明事務所

コロナ蔓延に伴なう経済の落ち込みを支える為、令和2年度補正予算において、中小企業、個人事業主には、以下のように一時給付金が支給されます。補正予算は27日の週には衆参両院で可決成立の見込みですので、以下に留意してご活用下さい。

- ①申請先は中小企業庁が指定する民間業者（東日本大震災の時には、電通、野村総研等）
- ②従って、都道府県や所轄官庁を通す必要はなく、直接ラインで申請できます。申請の形式は中小企業庁からおって発表されますので、フォローして下さい。
- ③中小企業や個人事業主の現況を考えると、迅速処理の必要があるので、審査等は簡単と思われます。本来であれば予定されたであろう収入と現在の収入（減少したもの）差が50%以上あることが要件なので、準備を予めしておいて下さい。
- ④なお、この他に正規・非正規の雇用を維持する場合は、中小企業では賃金の90%が雇用保険より助成支給されます。

(以 上)

経済産業省関係令和2年度補正予算案のポイント

【予算額：8兆3,193億円】

※うち、22億円は内閣官房計上、1兆7,512億円は財務省計上。

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保/アビガン・人工呼吸器等の確保【117億円】

- ・ マスク、アルコール消毒液、アビガン、人工呼吸器等の生産設備導入を補助。

2. ウイルス等感染症対策技術の開発【110億円】

- ・ 新型コロナウイルスの検出用デバイス及び診断薬の開発のための研究開発や、現場のニーズに対応した機器・システムの開発・実証等を支援。

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 資金繰り対策【3兆7,485億円】

- ・ 実質無利子融資を民間金融機関まで拡大。さらに既往債務の借換にも対応。

② 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援【2兆4,276億円】

- ・ 特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対して、給付金を措置。
- ・ 中小企業生産性革命推進事業において、感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率等を引き上げた特別枠を設置。

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント等に対する支援【1兆6,794億円】

- ・ 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等を対象に、感染症流行が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施。

2. 地域経済の活性化【25億円】

- ・ 地域産品・サービスの磨き上げや、地域へのキャッシュレス導入等を支援。

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革【2,486億円】

- ・ 生産拠点の国内回帰等やアジア諸国等への多元化等を支援。

2. 海外展開企業の事業円滑化【888億円】

- ・ JETROを通じた相談体制や情報発信機能を強化。

3. リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速【1,009億円】

- ・ EdTech（デジタル技術を活用した教育コンテンツ・サービス）の学校等への試験導入支援、遠隔での医師等への健康相談を実施。
- ・ 越境EC等の非対面・遠隔の事業活動への支援、行政サービスのデジタル化を加速。
- ・ 非対面・遠隔での活動の基盤として、サイバーセキュリティ対策等を実施。

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主は上限 100 万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。

さらに、中小・小規模事業者が生産性向上に取り組んでいけるよう、総合経済対策において創設された中小企業生産性革命推進事業について、特別枠を設定（補助率の引上げ等）するとともに、相談体制の強化等を図るほか、地域の雇用や技術・ノウハウといった経営資源の引継ぎや事業再編を後押しする。また、中小・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないように、取引適正化等を促進する体制を整備する。

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）
- ・ 中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設（経済産業省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（経済産業省）
- ・ 地域企業再起支援事業（経済産業省）
- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）
- ・ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業（経済産業省）
- ・ 経営環境悪化のしわ寄せ防止に向けた取引適正化等を促進する体制整備（経済産業省、内閣府）
- ・ 収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予（税制措置（後述）と同様の対応）（厚生労働省）
- ・ 賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払